社会福祉法人改革に伴う 説明会資料 №2 《定款変更関係編》



平成28年12月14日 旭川市福祉保険部指導監査課作成

定款で定める事項(改正法第31条第1項)

- (1)目的
- (2) 名称
- (3) 社会福祉事業の種類
- (4) 事務所の所在地
- (5) 評議員及び評議員会に関する事項
- (6)役員の定数その他役員に関する事項
- (7)理事会に関する事項
- (8)会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- (9)資産に関する事項
- (10)会計に関する事項
- (11)公益事業を行う場合には、その種類
- (12)収益事業を行う場合には、その種類
- (13)解散に関する事項
- (14) 定款の変更に関する事項
- (15)公告の方法
- (16)設立当初の役員及び評議員及び会計監査人※
- ※設立当初の評議員及び会計監査人の記載はH29.4.1以降設立する法人が対象

		_		
二二卦	事項	$\boldsymbol{\sigma}$	ſ₹	\rightarrow
高I.単)		U J	\sim	71

必要的記載事項	全ての事項を定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項(改正法第31条第1項各号に掲げる事項等)
相対的記載事項	必要的記載事項と異なり、記載がなくても 定款の効力に影響はないが、定款の定め がなければその効力を生じない事項
任意的記載事項	法令に違反しない範囲で任意に記載する ことができる事項であり、記載がなくても定 款の効力に影響はないが、記載したもの を変更するときは、定款変更の手続が必 要となる事項

旧定款必要的記載事項	新定款必要的記載事項	相対的·任意的記載事項
目的	目的	(相対的記載事項)
名称	名称	評議員の任期を6年まで伸長する
社会福祉事業の種類	社会福祉事業の種類	役員の任期を短縮する
事務所の所在地	事務所所の在地	補欠評議員の任期を退任評議員の残任 期間とする
役員に関する事項	評議員及び評議員会に関する事項	議事録署名人を理事長及び出席した監 事とする
会議に関する事項	役員の定数その他役員に関する事項	理事会の議決の省略
資産に関する事項	理事会に関する事項	理事長・執行理事の理事会への報告頻 度(年2回以上)
会計に関する事項	会計監査人を置く場合には、これに関す る事項	役員等の損害賠償責任の一部免除に関 する規定
評議員会を置く場合は、これに関する事 項	資産に関する事項	責任限定契約に関する事項
公益事業を行う場合には、その種類	会計に関する事項	
収益事情を行う場合には, その種類	公益事業を行う場合には、その種類	(任意的記載事項)
解散に関する事項	収益事業を行う場合には、その種類	事業報告・予算を評議員会承認事項
定款の変更に関する事項	解散に関する事項	理事会の開催頻度・時期
公告の方法	定款の変更に関する事項	評議員会の開催頻度・時期
	公告の方法	

定款作成の注意点① (P 3)

(経営の原則等)

第3条

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育で世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

※法人が実施する福祉サービスの対象者を記載することで足りる。 (例えば「子育て世帯」への支援のみを行う法人は,他は記載しな くても可)

※本資料の(P 3)は、「定款案作成についての注意事項」のページです。 以下同じ

.

問

定款例第3条第2項は社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する条文であり、必要的記載事項ではないのか。また、 定款例のように具体的な取組の内容を記載しなければならないのか。(定款例第3条関係)

答

- 1.「地域における公益的な取組」は、社会福祉法第二十四条第二項においてすべての社会福祉法人の責務として規定されているの
- で、定款での定めが無くとも当然にその効力は及ぶものである。
- 2. 当該条文を定款において定める場合において、具体的な取組が決定している場合のみ、定款例で示すように記載すればよい。
- 3. なお, 社会福祉充実計画に伴う地域公益事業の実施に当たり, 定款上, 事業を追加する必要がある場合には, 社会福祉充実計 画の承認申請とあわせて, 定款変更を行うこととなる。

(H28. 11. 11 Q&A問17)

定款作成の注意点② (P 4)

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道旭川市〇条〇丁目〇〇番に 置く。

2 前項のほか、従たる事務所を北海道旭川市〇条〇丁目〇〇番に置く。

※最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。 「この法人の事務所を北海道旭川市に置く。」 従たる事務所は、法人の任意で置くこと。

定款作成の注意点③-1 (P 4)

(評議員の定数)

第5条

この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

- 下限は理事定数+1名以上, 上限は制限なし
- 理事定数が6名ならば、評議員は7名必要
- 評議員の員数を決める際は、理事数にも留意すること。
- 評議員の数は、「評議員〇名を置く」とする確定数とすることも可能
- 平成27年度における法人全体の事業活動計算書における サービス活動収益の額が4億円を超えない法人は平成32年3 月31日までは、4名以上とできる。

定款作成の注意点

・ 理事の定数を定款において6名以上8名以内と定めた場合, 定 款における評議員の定数を7名以上9名以内とすることは可能。 ただし、評議員の現在数は理事の現在数を常に超えていなくて はならない。(H28. 11. 1 1Q&A問6)

定款作成の注意点③-2 (P 4)

• 改正法附則10条により4名以上を選択した社会福祉法人の定 款の記載例。

(評議員の定数)

第5条

この法人に評議員7名を置く。

附則

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成3 2年3月31日までの間は「4名以上」とする。

• 附則で「3年間は4名以上」と定めておくことで、定款変更を行わ ず、平成32年4月1日より評議員を7名とすることができる。 (H28. 11. 11 Q&A問5)

定款作成の注意点④ (P 5)

(評議員の選任及び解任) 第6条

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、 外部委員〇名で構成する。
- 委員の人数は法人の規模等に応じ判断が必要
- 合議体の機関であることから委員は3名以上選任
- 少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当
- 外部委員は法人関係者でない中立的な立場の者
- ・ 理事. 評議員は委員になれない
- 委員会は常設設置が適当
- 定款例で示されている評議員選任・解任委員のうち「事務局員」 を「職員」とすることも可(H28, 11, 11Q&A 問3)

11

定款作成の注意点40-2 (P 5)

(評議員の選任及び解任)

第6条

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員 選任・解任委員会の運営についての<mark>細則は、理事会において定める。</mark>
- 「評議員選任・解任委員会運営細則」等を法人で制定し、評議 員選任・解任委員会についてのルールを定めておく必要があ る。

当日配付の参考資料参照

定款作成の注意点4-3 (P 5)

(評議員の選任及び解任) 第6条

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、 かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

• 監事や職員等の法人内部の委員だけでなく、外部委員によって もなお適当と判断されることが重要であり、外部委員の出席及び 賛成を条件とすることが適当。(H28. 11. 11 Q&A問4)

※外部委員が1名の場合は.

「評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。」となり ます。

13

定款作成の注意点⑤ (P 6)

(評議員の任期)

第7条

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 4年以内→6年以内への伸長は可(定款に定める)
- 補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとすることができる。その場合、次の項目を加えること。

(この条文を入れないと、補選があると、評議員の任期が異なる ことになるので注意する)

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員 の任期は,退任した評議員の任期の満了する時までとすることが できる。(改正法第41条第2項)

定款作成の注意点⑥ (P 6)

(評議員の報酬等)

第8条

評議員に対して、<例:各年度の総額が〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

- 評議員の報酬等は定款で定めなければならない。
- 無報酬の場合も、その旨を定めることが必要
- 報酬等支給基準は、評議員会の承認を受けるとともに、公表が 必要
- 省令で,支給基準として勤務形態に応じた報酬等区分,金額の 算定方法,支給の方法,支給の形態に関する事項を定めるよう 規定されている。

15

定款作成の注意点(7) (P 7)

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事〈並びに会計監査人〉の選任又は解任
- (2)理事及び監事の報酬等の額
- (3)理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4)計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認
- (5)定款の変更
- (6)残余財産の処分
- (7)基本財産の処分
- (8)社会福祉充実計画の承認
- (9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で 定められた事項
- 評議員会での予算の承認については、法に規定がされていない。法人において、評議員会で予算承認が必要と判断されれば、定款に規定して置く必要がある。(定款例第31条第1項に関係)

定款作成の注意点® (P 8)

((開催)

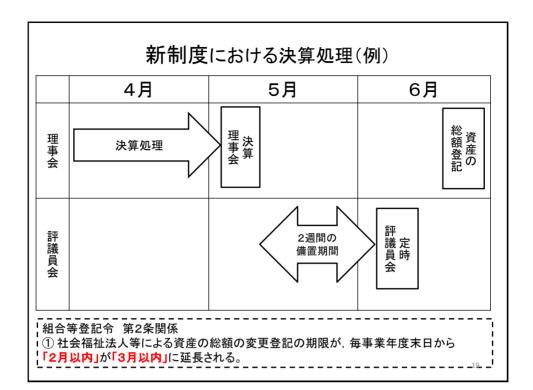
第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

- 定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(改正法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、決算を承認する必要があるので、時期としては5月~6月が予想される。(定款例第32条第2項)
- 開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了 後3ヶ月以内」と規定すること。
- 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(改正法第45条の9第2項)。

改正法第45条の32

- 社会福祉法人は、計算書類等(各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(第四十五条の二十八第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。)をいう。以下この条において同じ。)を、定時評議員会の日の二週間前の日(第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十四条第一項の場合にあって、同項の提案があつた日)から五年間、そこの主たる事務所に備え置かなければならない。

※定時評議員会は、決算理事会終了後少なくても2週間の期間を 空けた後に開催することになる。



定款作成の注意点⑨ (P 9)

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(例)評議員数7名のうち、1名が利害関係を有する評議員である 評議員会で議決を行う場合。

7名-1名(利害関係評議員)=議決に加われる評議員6名 6名の過半数 → 4名の出席で評議員会成立 4名の過半数 →3名の賛成で可決

• 改正法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例:理事の解任等)

定款作成の注意点9-2 (P 9)

(決議)

第13条

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の 利害関係を有する評議員を除く評議員の<例:3分の2以上>に 当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 改正法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

2:

社会福祉法において議長に係る規定はないが、議長を置くことは可能。議長の選任方法は任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましい。(H28. 11. 11 改訂FAQ問29-2)

問

評議員会及び理事会において議長を置くことや、議長となった者の議決権の行使について、定款に規定しても差し支えないか。(定款例第13条及び第26条関係)

筌

可能。ただし、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意することが必要。

(H28. 11. 11 Q&A問11)

定款作成の注意点9-3 (P 10)

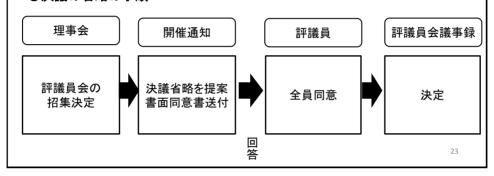
(決議)

第13条

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

〇決議の省略の手順

(改正法第45条の9第10項)



定款作成の注意点⑩ (P 10)

(議事録)

第14条

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

- ┆• 「署名し又は記名押印する。」としても可
- 評議員会に出席した評議員及び理事は全員、署名又は記名押 印が必要。ただし、定款で、議長及び会議に出席した評議員の うちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名 押印することとしても差し支えない。

(H28, 11, 11改訂FAQ問25)

定款作成の注意点(f) (P 11)

(役員〈及び会計監査人〉の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1)理事 〇〇名以上〇〇名以内
 - (2)監事 〇〇名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とする。
- 〈4この法人に会計監査人を置く。〉
- 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。
- 業務執行理事は法人の任意での設置。 (H28.11.11 改訂FAQ問39-2)

2

社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要がある。

- < 例> 理事長,業務執行理事の役職名を,会長,常務理事と する場合の例
- 2 理事のうち1名を、会長、〇名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事を もって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

職員が理事となる場合、日頃業務にあたっている職員を、業務 執行理事としなくても可。(H28.11.11Q&A 問7)

定款作成の注意点① (P 13)

(理事の職務及び権限)

第17条

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例:理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

『理事長に事故あるとき,又は欠けたとき』に備え,理事長職務代 理者置くことは出来ない。(FAQ問39-5)

27

定款作成の注意点®-2 (P 13)

(理事の職務及び権限)

第17条

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能。

(改正法第45条の16第3項)。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

定款作成の注意点(3) (P 15)

(役員<及び会計監査人>の任期)

第19条 理事又は監事の任期は,選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし,再任を妨げない。

- 補欠理事・監事の任期を退任した理事・監事の任期満了時までとすることができる。その場合、次の項目を加えること。 (この条文を入れないと、補選があると、理事・監事の任期が異なることになるので注意する)
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は,前任者の任期の満了する時までとすることができる。(改正法第45条)

29

定款作成の注意点(4)(P 21)

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(例)理事数6名のうち、1名が利害関係を有する評議員である 理事会で議決を行う場合。

6名-1名(利害関係理事)=議決に加われる理事5名

5名の過半数 →3名の出席で理事会成立

3名の過半数 →2名の賛成で可決

定款作成の注意点(4)-2 (P 21)

(決議)

第26条

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は理事会の決議があったものとみなす。

• 理事会の決議の省略については、定款で定めることができる。 理事会で決議の省略を行う場合、この項は定款に必須になる。

理事会決議の省略を行うに当たり、あらかじめ定款の定めが必要とされるのは、<u>理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の重大</u>な例外を認めるものだからである。

H28. 6. 20 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)より

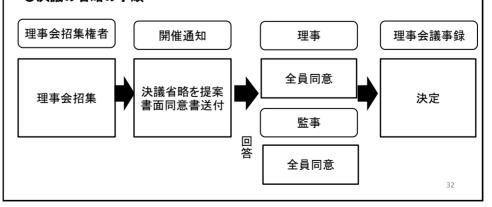
※扱いについては慎重に行う必要があります。

3

理事会の決議の省略(改正法第45条の15第1項)

ある議案について、理事全員が書面(又は電磁的記録)で同意した場合は、その議題について決議があったものとみなされ、決議を省略することができることを 定款で規定できる(相対的記載事項)。ただし、監事が異議を述べた場合は決議 できない。

〇決議の省略の手順



定款作成の注意点(5) (P 21)

(議事録) 第27条

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

- 「署名する。」としても可
- 理事会に出席した理事, 監事は全員, 署名又は記名押印が必要。
- ただし、定款で、署名又は記名押印する者を当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる。

(改正法第45条の14第6項)

• このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。(H28.11.11 改訂FAQ25の注1)

33

定款作成の注意点(B) (P 24)

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例1 理事会の承認、例2 理事会の議決を得て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

法令上特に規定はないが,法人運営上,評議員会の承認を得るものとすることや,理事総数の3分の2以上の同意とすることが望ましい(H28. 11. 1 1Q&A問12)

(事業計画及び収支予算)

<例1>

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 <例2>

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

<例3>

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

定款作成の注意点① (P 31)

附則

この法人の設立当初の役員, 評議員〈会計監査人〉は, 次のとおりとする。ただし, この法人の設立後遅滞なく, この定款に基づき, 役員の選任を行うものとする。

<会計監査人>

平成29年3月31日までに設立された法人は 理事長,理事,監事を 記載(既に定款に記載 済み)

平成29年4月1日以降 に設立された法人は全 て記載

定款作成の注意点® (P 16)

(責任の免除)

第〇条 理事, 監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって 生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は, 職務を 行うにつき善意でかつ重大な過失がなく, その原因や職務執行状 況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には, 社会福祉法 第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財 団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することが できる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

37

国のQ&Aより

問

第45条の20第4項で準用する一般法人法第114条第1項で規定する理事, 監事又は会計監査人の責任の免除規定について、どのように定めればよいか。

(答)

1. 以下の例を参考に定めること。

(責任の免除)

第〇条 理事, 監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は, 職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく, その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には, 社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(H28. 11. 11Q&A 問8)

定款作成の注意点(9 (P 17)

(責任限定契約)

第〇条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

39

国のQ&Aより

(問)

第45条の20第4項で準用する一般法人法第115条で規定する責任限定契約は定款においてどのように定めれば良いか。

(答)

1. 以下の例を参考に定めること。

(責任限定契約)

第〇条 理事(理事長,業務執行理事,業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。),監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。2. なお、「あらかじめ定めた額」は、責任限定契約書において定めることなどが考えられる。

(H28. 11. 11Q&A 問9)

租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合に定款に記載することが必要な事項

- 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるか否かは各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではない。
- 次の事項が定款に規定されていることが必要となる。
- ① 法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号で定める親族等特殊関係者に関する規定が規定されていること。
- ② 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。 なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。
- ③ 評議員の定数(現在数)は、理事の定数(現在数)を超える数であること

41

- ④ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、 理事会における理事総数(現在数)の三分の二以上の多数による同意又は承認及び評議員会の承認を必要とすること。
 - 「事業計画及び収支予算」
 - 「基本財産の処分」
 - 「臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)」
 - 「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」※公益事業・ 収益事業を行う法人に限る。
- ⑤ 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第二条第十五号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の三分の二以上の同意を得ることを必要とすること。

租税特別措置法第40条の特例の適用する場合の 具体的な定款記載例(1)(P 5)

※定款例 第6条の次にこの条項を追加

(評議員の資格)

第〇条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

43

租税特別措置法第40条の特例の適用する場合の 具体的な定款記載例②(P 8)

※定款例 第10条を次のとおりに記載

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11)公益事業・収益事業に関する重要事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

租税特別措置法第40条の特例の適用する場合の 具体的な定款記載例③ (P 12)

※定款例 第16条の次にこの条項を追加

(役員の資格)

第〇条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事の うちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合 計数が、理事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることになってはならな

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、 この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員 (その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含 まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者で あってはならない。

(注)監事の人数が6人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その 他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうち には、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数 が監事総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることにはなってはならな い。」でも可。

和税特別措置法第40条の特例の適用する場合の 具体的な定款記載例④ (P 23)

※定款例 第29条を次のとおりに記載

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、 理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て. 旭 川市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる 場合には、旭川市長の承認は必要としない。

租税特別措置法第40条の特例の適用する場合の 具体的な定款記載例⑤ (P 25)

※定款例 第31条を次のとおりに記載

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、 毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数 の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

47

租税特別措置法第40条の特例の適用する場合の 具体的な定款記載例⑥ (P 28)

※定款例 第35条を次のとおりに記載

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし 又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上 の同意及び評議員会の承認がなければならない。

租税特別措置法第40条の特例の適用する場合の 具体的な定款記載例⑦ (P 30)

※定款例 第37条の次にこの条項を追加

(保有する株式に係る議決権の行使)

<例1>

第〇条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の三分の二以上の承認を要する。

<例2>

第〇条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

49

国のQ&Aより

(問)

評議員,理事,監事又は会計監査人の選任に係る条文において, 従来のように「理事長から委嘱する」旨定めなくてもよい。 (答)

被選任者との委任契約(就任日等)を明確にするものとして,従来のとおり,就任承諾書を提出してもらうことが適当。

(H28. 11. 11Q&A 問16)

国のQ&Aより

(問)

定款例において「理事総数の3分の2以上の同意が必要」とされている事項について、「特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と定めてもよいか。(定款例第35条関係)

(答)

法人の運営における重要な事項について、理事総数の3分の2以上の同意を要する旨定款例において示しているが、法令上には制限はなく、通常の理事会決議事項(特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって議決)としても問題ない。

(H28.11.11 Q&A問13)

51

国のQ&Aより

定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、一人あたりの報酬等の額を定めてもよい。その場合、「一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定すること。(定款例第8条関係)(H28. 11. 11 Q&A問18)

(答)

理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合は、評議員の報酬等と同様に総額の範囲について定めることが適当である。(定款例第21条関係)

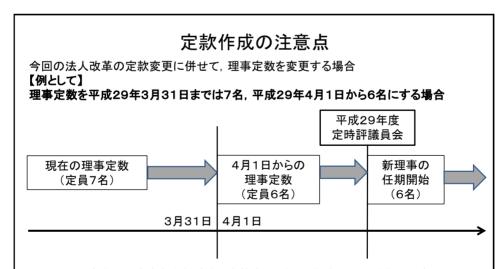
(H28. 11. 11 Q&A問19)

社会福祉法人定款変更認可申請書 (様式第3号)の記載方法

- 今回の定款変更認可申請については、変更内容が非常に多いことから、記載例の通りに記載し提出して下さい
- 今回の改正に伴う認可申請の添付書類は
 - (1)変更前の定款(全文)
 - (2)変更後の定款(全文) (附則を追加し、変更日を平成29年4月1日にして下さい)
 - (3) 理事会議事録
 - (4)評議員会設置の法人は評議員会議事録
 - (5)評議員選任・解任委員会に関する細則
 - (6)役員・評議員の報酬基準(作成されていれば)

となります。

※社会福祉法改正に伴う変更以外に、定款変更事項がある場合は(基本財産 の増、目的事業の追加等)、必要な添付書類がありますので、担当者に確認を お願いします。



- 予め、理事会で理事定数を削減する定款変更(案)を決議し、<u>退任される理事から</u> 理事を平成29年3月31日を以て退任する旨の辞任届、申出書、若しくは議事録等 の何らかの形で、継続する6名の理事、退任する1名の理事を確定しておくことが望ましいです。
- 監事を3名から2名等に変更する場合も同様
- 定款変更認可申請書の添付書類は、別途相談してください。

評議員の兼務の禁止 (国のFAQより)

(問)

現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。

(答)

- 1. 現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。
- 2. 当該理事が辞職することにより,施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が欠けることとなる場合には,施行日までに代わりの理事が就任しなければならない。この場合,当該代わりの理事の任期は,施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる。
- 3. 代わりの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任されうる者を、あらかじめ選任しておくことが望ましい。 (H28. 11. 11 改訂FAQ 問13)

55

理事定数 (国のFAQより)

(問)

改正法第40条第3項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が10名、評議員が21名で、平成29年4月1日から、評議員を7名とする場合(定款上7名)、それに合わせて、理事の定款上の人数を6名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が10名となり、定款に違反することになるがどうか。

(答)

- 1. 平成29年4月1日から有効な定款において、理事の員数が6名となっている場合には平成29年3月31日までに、定時評議員会で再任される予定のない理事にあらかじめ辞任をしてもらうことが適当である。
- 2. やむを得ない理由によりあらかじめ辞任することが困難な場合であっても、定時評議員会の終結時までに辞任することが必要である。

(H28. 11. 11 改訂FAQ 問39-3)

